

平成 25 年 4 月からの一般廃棄物処理業等許可事務の申請・届出方法等について

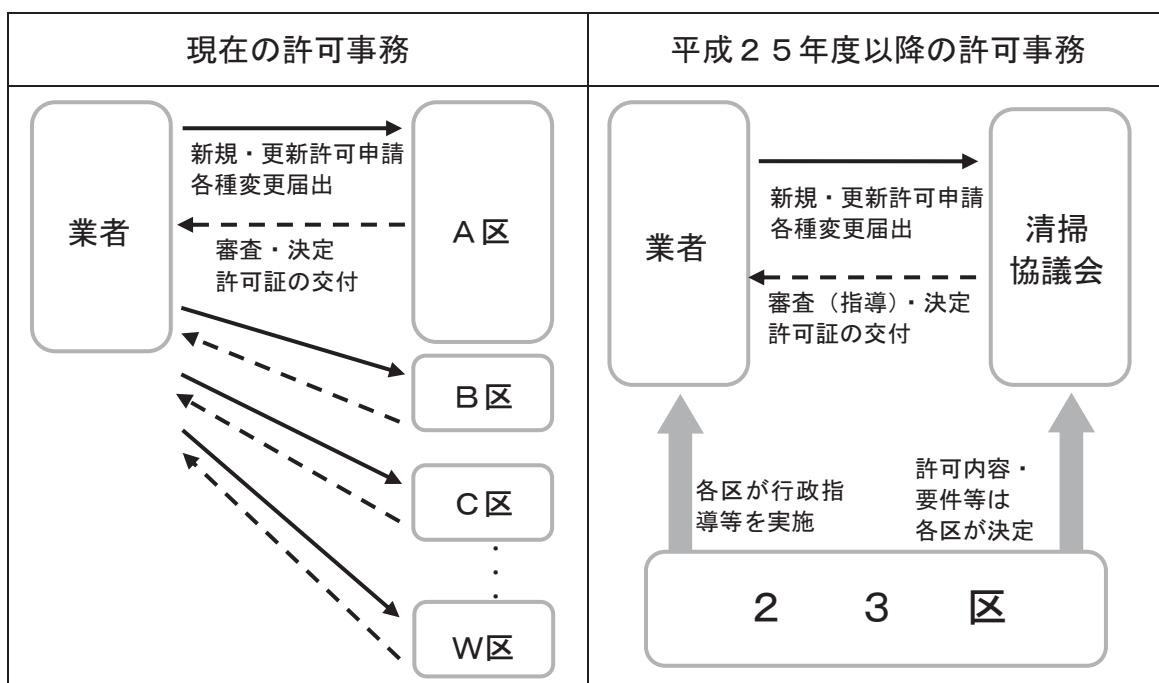
平成 25 年 2 月 特 別 区

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可事務については、平成 18 年度から 23 区が行ってきましたが、平成 25 年 4 月から、許可事務の効率化を図るため、東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」という。）が共同処理を行います。

この共同処理では、許可申請・届出の受理から許可証の交付までの許可事務を一本化して清掃協議会が行うもので、許可内容・基準については、現在、各区が実施しているものを継承します。

清掃協議会が許可事務を共同処理するのに伴い、2 ページ以降に記載の通り、事務の取扱いの一部を変更します。

許可事務のイメージ



各種申請・届出の窓口

各種申請・届出窓口は

東京二十三区清掃協議会 事業調整課（仮称）許可係（東京区政会館 12階）

各種申請・届出窓口は、清掃協議会に一本化します。平成25年4月以降、各区では申請書・届出書を受理できませんので、ご注意ください。

許可内容等

許可内容及び許可要件は、現在と同様に、区ごとに決定します。

現在と同様に、区ごとの許可内容等（ごみ種、許可条件、搬入先等）で許可します。現在許可を受けていない区については、その区が定める許可要件を満たさない限り、許可を受けることはできません。

なお、許可証は、各区長の名において清掃協議会会长が交付することとなります。

申請書・届出書の様式

複数区に同時に申請・届出する場合には、1部の申請書・届出書で、清掃協議会に申請・届出することができます。

複数区に対して申請・届出する場合には、複数区分を1枚の申請書・届出書に記入できるよう様式を変更します。これにより、提出用・申請者控え用を1部ずつ提出することで、複数区分の申請に代えることができます。添付書類は、提出用に1部添付し、申請者控え用は省略することができます。

記載方法は、P11～「記載例」を参照してください。

《許可車両や車庫・洗車場・支店は、許可を受けている
区すべてに共通項目として登録》

許可車両や車庫・洗車場・支店は、許可を受けている区すべてに共通項目として登録します。

申請手数料

申請手数料は、各区の条例に基づいて納付してください。

清掃協議会は各区の条例等に基づいて、許可事務を行います。

また、申請手数料も各区の条例に基づいて納付してください。複数区の許可を清掃協議会に申請する場合は、これまで通り許可を受けようとする区分の申請手数料が必要です（例：5区の許可を更新する場合は「1万円×5区＝5万円」）。手数料額も変更はありません。

手数料の納付は、清掃協議会に申請の際に、各区の納付書を配付しますので、金融機関で納付してください。

 納付書記入用に、ゴム印があると便利です

複数区に申請する場合、申請区分の納付書を作成することになり、納付書1枚につき、住所等を3か所ずつ記入していただく必要があります。次のサイズでゴム印があると便利です。

【サイズ】 たて 12 mm × よこ 55 mm

【印字】 法人（個人）郵便番号・住所

法人名（個人の場合は不要）

代表者名（個人名）

その他、変更する手続き

平成18年度に許可事務を各区に移行するにあたって、事業者の事務手続の負担軽減の観点から簡略化された事項や、現在、区によって事務手続の取扱いが異なる事項があります。

これらの事務について、清掃協議会に申請・届出窓口が一本化することに伴い、負担軽減措置の終了と事務手続の統一のため、取扱いを一部変更します。

◆負担軽減を終了する手続き

新規・更新・変更許可申請、許可証再交付申請は、申請手数料の納付を伴うため、郵送での手続きはできません。

新規・更新・変更許可申請、許可証再交付申請、申請手数料の納付を伴うため、来庁して手続きをしてください。郵送での手続きはできません。

《引続き郵送ができる申請・届出》

- | | |
|----------|-------------|
| ① 変更承認申請 | ② 変更届 |
| ③ 業の廃止届 | ④ 欠格条項に係る届出 |

許可証の交付は、窓口のみで行います。

登記事項証明書や納税証明書、住民票、印鑑証明書の提出は、原本とします。

(浄化槽清掃業者のみ)

車両や車庫、洗車場の変更があった場合には、許可申請記載事項変更届の提出が必要です。

◆取扱いを統一する手続き

許可期間満了及び許可の取り消し、業の廃止時に、許可証の紛失等で許可証を返納できない場合には、許可証再交付申請が必要です。

許可を受けている者が許可証を紛失・き損した場合は、各区の条例・規則により速やかにその再交付を受けなければなりません。

許可期間満了及び許可の取り消し、業の廃止時に、許可証の紛失等で許可証を返納できない場合には、清掃協議会へ許可証再交付申請をしていただきます。

その際には、申請手数料がかかります。紛失・き損には十分気をつけてください。

法人税が非課税の場合には、経理的基礎を確認するため、過去の決算時期の財務諸表等、追加で資料の提出を求める場合があります。

更新許可申請等の際に提出する自動車検査証のコピーは、申請日現在有効なものであれば可とします。

電磁的媒体（CDや電子メール）による申請・届出はできません。

実績報告書

実績報告書の提出先は、清掃協議会です。

「一般廃棄物処理実績報告書」は、許可を受けている区分すべてを提出してください。

「区別一般廃棄物処理量実績調査票」、「特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書」は、1部のみ提出してください。

実績報告書の提出先は、清掃協議会です。郵送での提出もできます。

取り扱う一般廃棄物の種類ごとに、「一般廃棄物処理実績報告書」は許可を受けている区すべての分を、「区別一般廃棄物処理量実績調査票」は1部のみ提出してください（例：5区で普通ごみの許可を受けている場合は、「一般廃棄物処理実績報告書」は区ごとに1部ずつ（5部）、「区別一般廃棄物処理量実績調査票」は1部）。

「特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書」は、1部のみ提出してください（廃家電の許可を受けている場合のみ）。

立入検査

更新許可申請等に係る立入検査は、清掃協議会が実施します。

区は、廃棄物の適正な処理の確認のため、独自に立入検査を実施する場合があります。

更新許可申請等に係る立入検査は、清掃協議会が実施します。清掃協議会は、通常の立入検査のほかに、運転日報等の提出を求めて審査する場合があります。

区は、清掃協議会が実施する立入検査に同行する場合があるほか、独自に立入検査を実施する場合があります。

能力認定試験・更新講習会

能力認定試験及び更新講習会は、これまでどおり実施します。

能力認定試験及び更新講習会は、23区に代わって、清掃協議会がこれまでの実施方法を引き継ぎます。更新講習会の受講料も変更はありません。

平成 24 年度末から 25 年度初めの申請・届出

更新許可申請は、

期限が 4 月 30 日までの許可は 3 月中に各区へ

期限が 5 月 31 日までの許可は 4 月中に清掃協議会へ

その他申請・届出は、

3 月末までは各区へ

4 月以降は清掃協議会へ

《更新許可申請》

年度末および年度初の更新許可申請の取扱いは以下の通りです。

許可期限 手續等	平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 30 日	平成 25 年 5 月 31 日
更新許可申請期限	平成 25 年 2 月 28 日	平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 30 日
申請窓口	各区	各区	清掃協議会
許可申請手数料	10,000 円 × 許可を申請する区数	10,000 円 × 許可を申請する区数	10,000 円 × 許可を申請する区数
審査	各区	清掃協議会	清掃協議会
許可証の発行者	各区長	各区長の名において 清掃協議会会長	各区長の名において 清掃協議会会長
許可証の交付日	3 月 26 日に東京区 政会館で一斉交付	5 月 1 日に清掃協議 会の窓口で交付	5 月 31 日に清掃協 議会の窓口で交付
許可期間	平成 25 年 4 月 1 日 から 2 年	平成 25 年 5 月 1 日 から 2 年	平成 25 年 6 月 1 日 から 2 年

※ 許可期限が平成 25 年 4 月 30 日の更新許可申請期限については、区によ
り異なる場合がありますので、各区にお問い合わせください。

《その他の申請・届出》

更新許可申請以外の申請・届出については、3 月末まではこれまでどおり各
区に行ってください。

4 月 1 日以降は清掃協議会が窓口となります。各区では、申請書・届出書の
受理はできなくなりますので、ご注意ください。

(3 月中に投函しても、4 月 1 日以降に区に到着した申請書・届出書は区で
は受理できません。)

質問票提出先

本日ご説明した平成25年度以降の手続きについて不明な点がありましたら、別紙「質問票」に記入のうえ、下記の通り提出してください。

いただいた質問に対する回答は、清掃協議会の電話番号等の案内（年度末発送予定）に同封します。ただし、質問の内容によっては、個別に回答する場合もあります。

- ① 提出先 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1
東京区政会館12階
東京二十三区清掃一部事務組合 事業調整課
電話 03(6238)0561(直通)
- ② 提出期限 平成25年2月22日(金)(必着)
- ③ 提出方法 郵送(ファクスでの提出不可)
※ 封筒に「質問票在中」と赤字で記入してください。

清掃協議会による共同処理 Q & A

Q.1 許可の申請や届出は、区役所でできますか。

A.1 23区の許可に関する申請・届出は、すべて清掃協議会に提出してください。申請・届出に関する事前相談も同様です。

Q.2 許可証は、どのように交付されますか。

A.2 新規・更新許可申請に対する許可証は、清掃協議会において交付します。更新許可申請・変更許可申請等により許可証を差し替える場合、旧許可証と引き換えとなります。

なお、各区役所では交付できません。また、郵送による許可証の交付は行いません。

Q.3 複数区の許可に関わる変更の申請や届出は、当該区ごとに作成しなければなりませんか。

A.3 1部の申請書・届出書で複数区の許可を同時に申請・届出することができます。添付書類も1部のみ提出してください。

なお、「作業場所及び処理量」を作成する場合には、必ず区ごとに分けてください。

Q.4 23区のうち複数の区で一般廃棄物処理業を行なうとする場合、それぞれの区の許可が必要ですか。

A.4 清掃協議会で許可事務を実施しても、許可は各区長の権限に基づいて行いますので、業を行なうとするすべての区の許可が必要です。

Q.5 作業場所のない区で普通ごみの許可を取得することはできますか。

A.5 作業場所がない区では、普通ごみの許可を取得することはできません。

Q.6 複数の区から許可を受けている場合、すべての許可区から立入検査を受けなければなりませんか。

A.6 更新許可申請等に係る立入検査は、清掃協議会が一括して実施します。また、各区は、協議会が行う立入検査に同行する場合があるほか、独自に立入検査を実施する場合があります。

Q.7 申請窓口が一本化するのに、申請手数料額がこれまでと変わらないのはなぜですか。

A.7 申請手数料額は、各区の条例で定めています。申請窓口が一本化しても、各区の条例に基づいて申請手数料を納付していただきます。

Q.8 東京二十三区清掃一部事務組合で行っている継続持込み手続きに変更はありませんか。

A.8 継続持込み手続きについては、窓口、申請書類等、変更はありません。東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課で受け付けます。

記載例① - 1 更新許可申請

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川

平成25年 4月 1日

区長様

申請者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

許可番号 第 号

許可を受けているすべての区を○で囲んでください。全区の許可を受ける場合には、全体を○で囲んでください。

当該特別区における根拠規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類	別紙のとおり	事業の区分	別紙のとおり
運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量	塵芥車 23台 ダンプ車 2台 バキューム車 台 コンテナ車 台 その他 () 台そう 予備車 1台	従業員の数	役員 10人 事務員 2人 運転手 25人 作業員 5人
	合計 26台そう		合計 42人
継続的な作業場所、運搬先及び作業計画	作業場所 別紙のとおり 合計 350件 運搬先 別紙のとおり 作業計画 作業場所から運搬車で収集運搬し、区長の指定する処理施設等へ搬入		
主たる事務所以外の事務所、事業場、運搬車の車庫等の名称及び所在地	営業所・支店等 (名称) ○○支社 (電話番号) ××(××××) ×××× (所在地) ○○区○○×丁目××番×号 車庫 ○○区○○×丁目××番×号、△△区△△×丁目××番×号 洗車場 □□区□□×丁目××番×号		
保管・積替えを行う施設の設置場所 (最初の取得年月日)	保管・積替え 平成××年 ××月 ×日 所在地 ○○区○○×丁目×番×号		

*一般廃棄物収集運搬業の許可を申請する区を○で囲むこと。

記載例① - 2 更新許可申請

許可を受けるごみの種類に□を入れる。】 一般廃棄物収集運搬業許可申請書 (別紙)

区名	取り扱う一般廃棄物の種類	※1	事業の区分		※2	運搬先	※3
			区	家電			
千代田	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
中央	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
港	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
新宿	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
文京	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
台東	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
墨田	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
江東	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
品川	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
目黒	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
大田	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。 <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	
世田谷	<input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> しさ・ふさ <input type="checkbox"/> 医療廃棄物	<input type="checkbox"/> 道路・公園ごみ <input type="checkbox"/> 汚でい <input type="checkbox"/> 動物死体 <input type="checkbox"/> 廃家電	<input checked="" type="checkbox"/> ①収集・運搬(保管・積替えを除く。 <input type="checkbox"/> ②収集・運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ③運搬(保管・積替えを含む。) <input type="checkbox"/> ④運搬(荷卸しに限る。)	□	□	その他	

記載例② 変更許可申請

一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書

平成25年 4月 15日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

申請者 住 所

変更許可を受けたい区を○で囲んでください。
(新宿区・葛飾区に申請する場合の例)
また、○で囲んだ区分の変更許可申請手数料
が必要です(例の場合2万円)。

氏 名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

当該特別区における根拠規定により、一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

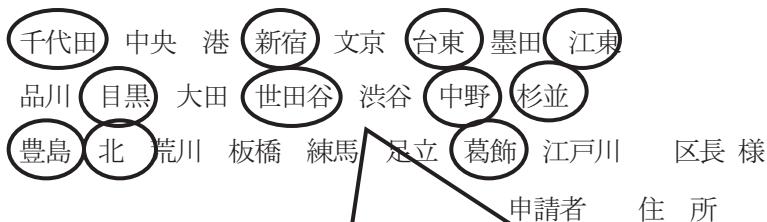
許可番号	第 号
変更内容	新 取り扱う一般廃棄物の種類の増加 新宿区：普通ごみ・道路公園ごみ、葛飾区：普通ごみ・汚でい
	旧 新宿区：道路公園ごみ 葛飾区：汚でい
変更に係る事業の用に供する運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量	上記変更に伴って、塵芥車を1台増車する。 ※別途、変更承認申請書を参照のこと
変更に伴い許可事項に変更がある場合には、その変更後の内容	上記「変更内容」のとおり
変更理由	平成25年6月から排出事業者の依頼を受け、新たに普通ごみの収集を行うため。
変更予定年月日	平成25年 6月 1日

*一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を申請する区を○で囲むこと。

記載例③ 変更承認申請

変更承認申請書

平成25年 4月 15日



平成25年度以降は、運搬車に係る申請については、許可を受けている区ですべて同一となります。そのため、許可を受けているすべての区を○で囲んでください（例は、千代田・新宿・台東・江東・目黒・世田谷・中野・杉並・豊島・北・葛飾で許可を受けている場合）。

第 号で許可を受けた 一般廃棄物収集運搬業 について、下記のとおり変更したいので、

当該特別区における根拠規定により、変更の承認を申請します。

変更事項		運搬車等の数量の増加（増車）
変更内容	新	稼働運搬車5台 (塵芥車3台、ダンプ車1台、廃家電専用車1台) 増車する運搬車：足立×××あ×××
	旧	稼働運搬車4台 (塵芥車2台、ダンプ車1台、廃家電専用車1台)
変更理由		作業場所の増加による、収集量増加のため
変更予定期日		平成25年 5月 1日

*変更の承認を申請する区を○で囲むこと。

備考

添付書類は一般廃棄物処理業の手引きを参照のこと。

記載例④ 作業場所及び処理量

「作業場所及び処理量」は、区ごとに用紙を分けて記入してください。

様式No.18 (収集運搬業用)							頁中の 頁			
増加 減少		作業場所及び処理量					台東区			
取り扱う一般廃棄物の種類 ※該当する廃棄物の種類に○を付ける。		普通ごみ	道路・公園ごみ	しさ・ふさ	汚でい	動物死体	医療廃棄物			
名 称 排出場所コード		所 在 地 (町丁目番号)		契 約 単 価 円/kg		収 集 量 t/月		取集回数 回/月	取集開始 年 月	契約前の 収集形態
								30		許可業者 区収集 なし
								4		許可業者 区収集 なし
								8		許可業者 区収集 なし
										許可業者 区収集 なし

様式No.18 (収集運搬業用)							頁中の 頁			
増加 減少		作業場所及び処理量					新宿区			
取り扱う一般廃棄物の種類 ※該当する廃棄物の種類に○を付ける。		普通ごみ	道路・公園ごみ	しさ・ふさ	汚でい	動物死体	医療廃棄物			
名 称 排出場所コード		所 在 地 (町丁目番号)		契 約 単 価 円/kg		収 集 量 t/月		取集回数 回/月	取集開始 年 月	契約前の 収集形態
								30		許可業者 区収集 なし
								4		許可業者 区収集 なし
								8		許可業者 区収集 なし
										許可業者 区収集 なし

様式No.18 (収集運搬業用)							頁中の 頁			
増加 減少		作業場所及び処理量					千代田区			
取り扱う一般廃棄物の種類 ※該当する廃棄物の種類に○を付ける。		普通ごみ	道路・公園ごみ	しさ・ふさ	汚でい	動物死体	医療廃棄物			
名 称 排出場所コード		所 在 地 (町丁目番号)		契 約 単 価 円/kg		収 集 量 t/月		取集回数 回/月	取集開始 年 月	契約前の 収集形態
○○産業		△△町1-2-3		25	1.5	30			許可業者 区収集 なし	
○○産業(弁ガラ)		△△町1-2-3		32	0.5	4			許可業者 区収集 なし	
○○産業(●●センター)		△△町1-2-3		40	0.4	8			許可業者 区収集 なし	
									許可業者 区収集 なし	
									許可業者 区収集 なし	

質 問 票

以下に、平成25年度以降の手続きについて不明な点を具体的にご記入ください。

許可番号		業者名	
担当者名			電話番号

- 1 提出先 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1
東京二十三区清掃一部事務組合 事業調整課
電話 03(6238)0561(直通)
 - 2 提出期限 平成25年2月22日(金)(必着)
 - 3 提出方法 郵送(ファクスでの提出不可)
- ※ 封筒に「質問票在中」と赤字で記入してください。